利 導 総 第 175 号
令 和 8 年 11 月 4 日

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職
利根導水総合管理所長 大津 太郎
（公印省略）

見 積 依 頼 書

1 件　　名　除塵車特定自主検査整備外
2 業 務 場 所　埼玉県行田市大字須加字船川4369 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
3 業 務 期 間　契 約 締 結 の 翌 日 か ら　60日間
4 内 容 等　別途交付する仕様書等のとおり

記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出してくださ

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見積参加要件　下記①、②及び③の条件をすべて満たし、かつ本業務の履行が可能な者。①当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、業種区分「建設用機械類」の営業品目「パワーショベル」かつ「油圧ショベル」又は業種区分「その他（役務の提供）」の営業品目「自動車修理、車検」のいずれかの認定を受けていること②本店、支店又は営業所が、埼玉県若しくは群馬県に所在していること③労働安全衛生法第54条の3第1項に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長から車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）について特定自主検査の検査業者登録証の交付を受けていること。
3 見 積 書 等
　1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
　2）提 出 方 法　電子メール又はFAXによる。（※メールアドレス及びFAX番号は、4）に記載）
　3）見 積 書 提 出 期 限　令 和 8 年 11 月 16 日　10:00　まで
　4）提 出 先　独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
　　FAX番号　048－557－1506　（電子メール）nyukei_tonedo@water.go.jp
　5）担 当 者　総務課 契約担当
　6）質 問 書 提 出 期 限　令 和 8 年 11 月 10 日　10:00　まで
　7）見 積 日 時　見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
　8）見 積 回 数　2回を限度とする。
　　なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年11月17日　10:00までとします。
　9）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
　　②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 結 果　見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。
5 そ の 他
1）契約金額は、見積書に記載された課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に課税対象外の金額を加えた金額とします。
2）請負代金の<u>支払いについては、履行確認後（納品確認後）の一括支払となります。</u>
3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

仕　様　書
（件名：除塵車特定自主検査整備外）

１．業務の名称

除塵車特定自主検査整備外

２．対象車種

(1)名　　称　　クローラ式油圧ショベル（株式会社小松製作所）
型　　式　　PC78US-10
原動機の型式 コマツ SAA4D95LE-6
車体番号　　31793
年　　式　　1997 年式

(2)名　　称　　クローラ式油圧ショベル（株式会社小松製作所）
型　　式　　PC78US-10
原動機の型式 コマツ SAA４D95LE－6
車体番号　　36989
年　　式　　2020 年式

(3)名　　称　　クローラ式油圧ショベル（日立建機株式会社）
型　　式　　ZX75US-5B
原動機の型式 4TNV98C
車体番号　　70887
年　　式　　2016 年式

(4)名　　称　　ホイールローダ（日立建機株式会社）
型　　式　　YDN-H80H
車　　番　　熊谷 000 る 698
原動機の型式 TD29
車体番号　　H80-20577
年　　式　　2020 年式
総排気量　　2.92L
車検証有効期間満了日　令和 10 年 3 月 17 日

３．業務内容

(1)特定自主検査整備の実施

1)　特定自主検査は、労働安全衛生法第四十五条に基づく車両系建設機械特定自主検査基準に従い実施するものとして、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の特定自主検査記録表を使用すること。
2)　取替を行う部品及び油脂類はメーカー純正品と同等以上の品質を有するものとする。
3)　検査が完了したときには、特定自主検査済標章を車両に貼付し、特定自主検査記録表を提出するものとする。

(2)部品及び油脂類の交換・修理・点検

対象車種(1)～(4)の車両について、エンジンオイル、オイルエレメント、燃料エレメント及び燃料プレフィルターの交換とグリースアップを行う。

なお、使用する部品及び油脂類はメーカー純正品又は同等品の新品とする。

(3)雨漏り修理（別ページ写真参考）

対象車種(2)の車両の車体上部天窓部において、天窓アクリル板と車体が接合しているゴム製品の劣化により剥離

及び隙間が生じ、雨水が運転室内へ侵入しているため、これを修理するものである。
作業にあたっては、天窓アクリル部を取り外し、雨漏り補修用接着剤等を適切に塗布し、天窓アクリル板を再度取り付け、水が室内に入らないようにする。

⑷整備等により発生した部品等について
整備と交換により発生した交換後の古い部品、油脂等については、受注者の責により適正に処分するものとする。

４．作業場所
埼玉県行田市大字須加字船川 4369　独立行政法人水資源機構　利根導水総合管理所敷地内

５．業務期間
契約締結の翌日から 60 日間
なお、業務の実施日時については、発注者と受注者が協議の上、決めることとする。

６．契約変更
業務を行う中で、他に修理、部品の交換等の追加を要するものを確認した場合は、受注者は発注者に報告し、発注者と協議を行った上でこの契約を変更するものとする。

７．支払いについて
完成払い１回

８．その他
⑴　業務が完了したときには、業務完了届を提出し、履行確認を受けるものとする。
⑵　業務上において、対象車両または付属施設及び設備等に受注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者の負担により原状回復し、又はその損害を賠償するものとする。
⑶　本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。

雨漏り修理について



外から見た天窓アクリル板の剥がれ状況



内側（運転席）から見た剥がれ状況